

令和7年度 中野区立小中学校任期付短時間勤務職員（教諭）の 産育休代替教員（臨時的任用教員）採用候補者選考案内

令和7年6月10日

中野区教育委員会

中野区立小中学校に勤務する※任期付短時間勤務職員（教諭）が、妊娠出産休暇や育児休業を取得した場合に、その代替として勤務する臨時的任用教員の採用候補者を募集します。

※任期付短時間勤務職員とは

中野区の一般職の任期付職員の採用に関する条例第3条の規定により採用される任期に定めのある短時間勤務職員となります。短時間とは1週間当たりの勤務時間が、常時勤務を要する職員の勤務時間（週38時間45分）に比べ短い時間であることをいい、条例で週31時間としています。

1 受験資格

受験資格		予定配属先
右に記載する免許状を 現に有する者	小学校教諭普通免許状	小学校
	中学校教諭普通免許状（国語、社会、数学、理科、英語、保健体育、音楽、美術、家庭のいずれか）	中学校 又は 小学校
	中学校教諭普通免許状（技術）	中学校

※ 地方公務員法第16条（欠格条項）及び学校教育法第9条（欠格事由）等に該当する者は、受験できません。

※ 申込後に資格要件を欠いていることが判明した場合、その時点で失格となります。

2 申込手続

以下の表を参照し、受験申込書を郵送又は持参にて申込みをしてください。

※ 受験申込後に転居した時は、速やかに転居届を郵便局に提出するとともに、問合せ先（3ページ記載）に書面で届け出てください。

【提出書類】

受験申込書	◆中野区教育委員会ホームページに掲載の申込書を印刷して使用する場合は、<u>A4サイズ</u>の用紙に印刷してください。 ◆申込書下部の「140円切手貼付箇所」に、<u>140円切手を必ず貼付してください。</u> ◆「記入例」及び「受験申込書の記入について」（別紙）を参照して記入してください。 ◆ホームページからの申込受付（電子申請）は行っていません。
-------	--

【提出方法】

郵送の場合	あて先	〒164-8501 中野区中野4-11-19 中野区教育委員会事務局 指導室 教職員係
	注意事項	◆表面に「臨時的任用教員採用候補者選考申込書在中」と朱書きし、自分の住所・氏名を漏れなく記入してください。 ◆簡易書留又はレターパックプラスにより郵送してください。（郵便事故については、責任を負いません。） ◆郵便の到着に関する問合せには応じられません。
持参の場合	受付時間	◆受付は土・日・祝を除く午前8時30分から午後5時までです。
	受付場所	中野区役所7階（中野区教育委員会事務局 指導室 教職員係） フロアに着いたら発券機近くのフロア案内人にお声がけください。
	注意事項	◆原則として本人が持参してください。やむを得ない事情で代理人が持参する場合は、事前に提出書類の記載内容を十分確認してください。

3 選考方法

提出書類により面接選考対象者を書類選考します。書類選考の後、面接選考対象者に対して面接選考をご案内いたします。なお、書類選考を通過されなかった方に対しては、選考結果通知書をお送りします。

※応募しても必ず採用されるとは限りません。

※選考基準及び選考結果についての問い合わせには一切応じられません。

4 選考結果通知・名簿登載

選考結果は本人宛てに通知します。選考に合格した方は、中野区立小中学校教員臨時的任用教員採用候補者名簿に登載されます。

名簿登載の有効期間は登載日から令和8年3月31日までとなります。

5 採用について

採用は、中野区立小中学校で任期付短時間勤務職員（教諭）が妊娠出産休暇、育児休業による欠員により需要が生じた時に、名簿登載者の中から当該校において面接を行い決定します。

6 採用後の勤務条件等

（1）任用期間

任用期間は、任期付短時間勤務職員（教諭）が妊娠出産休暇、育児休業を取得する期間です。なお、妊娠出産休暇、育児休業の期間変更により任用期間も変更される場合があります。原則として任用期間は年度末までとなります。

（2）主な職務

教科指導（少人数指導、ティーム・ティーチング、補教等）、放課後学習指導、指導資料作成、教材作成など

(3) 給与等

職 名	教 諭
月 額	約 243,336 円

※ 上記月額は、給料月額、教職調整額、地域手当及び義務教育等教員特別手当を合わせた額です。

※ 採用前に給与改定があった場合は、その定めるところによります。

※ そのほか、通勤手当及び期末・勤勉手当が支給されます。

※ 昇給・昇格はありません。

(4) 勤務時間等

ア 勤務時間 1日当たり7時間45分、1週間当たり31時間

イ 休日等 水曜日、土曜日、日曜日、祝日、年末年始
※ 行事等により変更となる場合があります。

ウ 休暇等 年次有給休暇、慶弔休暇、夏季休暇等

エ 勤務地 中野区立小中学校

※ 採用前に制度改正があった場合は、その定めるところによります。

7 問合せ先

中野区教育委員会事務局 指導室 教職員係

〒164-8501 中野区中野4-11-19 中野区役所7階

電話 03-3228-8861

中野区教育委員会ホームページ

<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kosodate/kyoikuiinkai/bosyu/index.html>

8 中野区役所案内図



◎提出書類については返却しません。

なお、個人情報については、中野区個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、適切に管理しています。また、規定の保存年限経過後に破棄します。